

千種の地名

千種の地名

(一) 古代における郷土の地名

はじめに

地名は、人がつけたものである。わたくしたちの郷土の地名は、わたくしたちの祖先がつけたものである。故に地名はわたくしたちの祖先が、この日本の自然の中で、どのようななかかわりをもち、どのような社会生活を営んでいたかを、何らかの意味で表現しているといえる。つまりわたくしたちは、古い地名、由緒ある

地名、平凡な地名、改変された地名等の意味や語源をさぐることを通じて、祖先の営みの一端にふれることができる。それは土器や住居址、古墳、あるいは都城などの考古学的発掘調査の成果が、古代社会の解明に不可欠の材料を提供しているように、地名もまたそれらの遺跡・遺物と同じように「文化財」的な価値をもつてているのである。

そうした観点からわたくしたちの郷土の地名を見直してみた
い。

風土記は、奈良時代に朝廷の命によつて諸国が編述した地誌である。奈良時代あるいはそれ以前の日本を知るには、史書として『古事記』と『日本書紀』とがあるが、これと相前後して成立した風土記は、地方社会の実状を記述する文献としてきわめて重要な意義をもつていて。

この当時おそらくほとんどの国が風土記を作成したものと想像されるが、現存する風土記は、そのごく一部に過ぎない。

わたくしたちの郷土の属する播磨の国について編述された風土記、すなわち『播磨國風土記』は「明石」と「赤穂」の部分が何故か欠落しているが、次の十郡の部分が残っている。まさに幸なことである。

(風土記)

(和名抄)

(現在)

賀古の郡

賀古

加古郡

印南の郡

伊奈美

(印南郡) 現在はない

筋磨の郡

伊比保

筋磨郡

揖保の郡

揖保郡

宍粟郡

六糸の郡

志佐波

宍粟郡

古代における郷土の地名を知るよすがとなるものに、『風土記』がある。

千種の地名

宍禾の郡。宍禾と名づくるゆえは、伊和の大神（オオナムチの神）、国作り堅め了て以後、この川・谷・尾を堺に巡りもうでましし時、大きな鹿、己が舌を出だして、矢田の村に遇いき。ここに勅りたまいしく。「矢はその舌にあり」と。かれ、宍禾の郡と号け、村の名を矢田の村と号く。比治の里。土は中の上なり。比治と名づくるゆえは、難波の長柄の豊前の天皇（孝徳天皇）の世、揖保の郡を分か

わたしたちは、これらによつて千二百余年前の大自然の中に営まれていた人々の生活の跡を、いろいろとうかがうことができる。

風土記の撰述は、大別して二つの時期に分かれていて、第一次は和銅期で、『常陸・播磨』がある。この二つの風土記は郡の下の行政単位を「里」とする「郡里制」をとつてゐる。第二次は天平五年（七二三）の『出雲・豊後・肥前』がある。これらの風土記は「郡郷制」に變つてゐる。「郡里制」に基いて撰述している「宍禾郡」の条は、次のように記されている。

嘗まっていた人々の生活の跡を、いろいろとうかがうことができる。

右の条より推定すると、孝徳天皇。大化二年（六四六）の改新で、戸数の増加にともなつて郡里制が整備されたとき、揖保の郡より分割されて、「宍禾の郡」が誕生したことが明らかで、それは実に今より千二百余年前のことなのである。

「郡里制」の下での定めでは、五十戸をもつて一里とし、六十戸を越すようになつたときは、そのうちから十戸をさいて一里増やすことになつてゐた。現在飾磨郡の余部、揖保郡の余部・越部があり、但馬の余部の地名があるのは、戸数が増えて分割された里の名前が今に残つてゐるのである。

風土記の宍禾郡の下には、次の七里が記されている。
比治・高家・柏野（古代の千種町はこの里に属している）。
安師・石作・雲箇・御方。

次に、承平五年（九三五）に完成した『和名抄』に記されてゐる「郡郷制」の下の宍禾郡の郷名では、次になつていて、七里が八郷となつてゐる。

安志郷・伊和郷・三方郷・石保郷・高家郷・柏野郷・比治郷・土万郷（千種町はこの郷に属している。）

ここでまた播磨国風土記の撰述した地名にもどることにする。「柏野の里」の条に、

柏野の里土は中の上なり。（柏野）と名づくるゆえは、

讃容の郡	佐与	佐用郡
神前の郡	加無佐岐	神崎郡
託賀の郡		多可郡
賀毛の郡		加東郡・加西郡
美囊の郡	美奈木	美囊郡

ちて、宍禾の郡を作りし時、山部比治、里長となりき。この人の名によりて、かれ、比治の里という。

(柏) この野に生う。かれ、柏野といふ。

伊奈加川。葦原志許乎命と天日槍命と國を占めたまひし時、嘶く馬ありて、この川に遇ひき。かれ、伊奈加川といふ。

土間の村。神衣、土の上に附きき。かれ、土間といふ。

この条は、柏野の地名と伊奈加川および土万の村名の由来を述べている。伊奈加川とは、鷹巣川のことであろう。

次にいよいよ敷草村の条となる。その全文を掲げる。

三室山 敷草の村。草を敷きて神

の座となしき。かれ、敷草

という。この村に山あり。

南の方に去ること十里ばかりに沢あり。二町ばかりなり。この沢に菅生ひ、笠を作るに最も好し。梶・松生い、鉄生だし、狼・熊住めり。栗・黄連・黒葛等あり。

飯戸の阜。国を占めたま

いし神、ここに炊しき。

かれ飯戸の阜といふ。阜の形も檜・箕・竈等に似たり。

右の記述があるために、千種町の千二百年前の地名は、敷草の村であったことが明かになるのである。

柏野の里の条に、土間村と敷草村の地名は記述してあるが、この二つの村に挿まれたようにある三河村の記述がないのはなぜだろうか、和銅のころ三河村は、あるいは、土間村・敷草村および讃容郡の中川の里(南光町)に、それぞれ分割された状態にあつたのではないかと考えられる。

そうすると和銅のころの敷草村は、現在の千種町の地域よりも、南へ広かつたのではないだろうか。

「飯戸の阜」この地名の所在は、千種町の岩野辺に在るとの言い伝えがあるが今は詳かでない。

「この村に山あり」の山とは、三室山(一三五八メートルで兵庫県下第二峰、シヨウ台ともいう。)である。ミムロ、ミモロは、御室、三諸、御諸とも書き、神籬より転化した言葉である。三室とは、神の鎮まりたまう聖域・神域の意で、この地名は奈良県生駒郡斑鳩町の三室山をはじめ、日本各地に見られる。古代の素朴で敬虔な村人たちには、三室山の悠古の姿に、神の鎮まります山と感じて、仰ぎ、語り親しんできたものと思われる。古

「南に去ること十里ばかりに沢あり」。和銅年間の里制は、曲尺六尺を一間、六十間を一町、六町を一里とした。故に十里とは六十町(六五一六メートル)となる。南の方向にこの距離の地点を探すと、現在の室橋附近から黒土の城宮下附近に沢があ



つたと推定される。サワとは、水田・沼沢地・湿地・小川・谷川・谷など意味する語である。附近の大字・小字の地名を探す

と「中島」「野田」などサワに関係ある地名が見出されるのは、

推定の附近にサワのあつたことを裏付けるものである。

梶・粉が生い狼や熊が棲息して、栗・黄連つぶらが採れてい
たという簡単な記述および一里五十戸ないし六十戸とすれば、
当時の敷草村は、二十戸足らずの戸数しかなかつたことになる。
ここで二十戸というのは、定住していた民を指していると思わ
れるから漂泊の民なども多少生活していたと推定できるが、こ
れらのことをあわせ考えると、そのかみの奥山里ちぐさの様
が色々と想像されるのである。

中近世という時代は、いわゆる封建制社会の時代である。一
般的にいえば、現在の地名の大部分の源流は、中近世にあると
も言われている。しかし郷土地名等を探索するとき、意外に地
名の改変が少いことである。それは千種谷という土地柄による
ものかと思われる。

千種谷は、北部を千種町、南部を南光町の元三河村の占めて
いる地域を指しているのである。

山々に囲繞され、その中を縫うように千種川が南流する。こ
の川に沿うて狭隘な平地がある。これが千種谷の姿である。し
たがつてまた産物も少い。他地域との出入は、南北東西の峠や
峠を越えなければならない。また都市部に遠く、主要交通路か
らも離れている。この鄙の地は、地方名族の拠点ともなりえず、
近世に入つて次第に発展していくた地方都市部およびその周辺
の地域と比べると、忘れられ、とり残され、埋れた土地という
感が深い。

こうした土地柄ではあるが、特筆すべきことは風土記にも記
されているように、古代から優れた砂鉄が採れ、千草鋼^{チロウガ}を産出
したことである。千草鋼は、石州の出羽鋼とともに、和鋼の代
名詞にもなっている特産物で、明治初期まで産出した。

早くより優れた鋼鉄を産出したことは、時の権力より重視され、徳川時代に天領地として、千種町は、生野代官所（但馬）・谷町代官所（大阪）等の支配の下にあつたこともうなづけるのである。

中世諸国名産表の播磨の部に、

「杉原（多可郡）の杉原紙」

「野里（姫路市）の鋳物」

「千草（宍粟郡）の鉄」

「木材・鯛・荏胡麻」

とあります。

また、『千種村是』にも引用されているが、吉田東伍博士の大日本地名辞書第三巻百六十七頁に、

「貿易備考云、ハガネは鋼鉄、鉄又は跳鉄と称し、炭素含有鉄とも曰ふ。本邦には播州千草に出づるものを以て上とし、雲州・伯州・石州の產之に次ぐ。」

同頁にはまた

「千草駅は、千草谷の中央に位置し、風土記に敷草村と云ふは蓋是也」

の記述がある。

敷草の地名が千草という地名に、いつごろから改称せられたのか、それは今のところ定かでない。

船越山瑞穀寺に、赤松則祐を中心として赤松一族の寄進した、^七

重要文化財指定の「応安の鐘」がある。その梵鐘の刻銘に、

「播州宍粟郡佐用庄千草郷

船越山瑞穀寺推鐘

大願主 権律師 則祐

沙弥

大工 大江晃光

他の一面に、

「大壇那 権律師 則祐

菅原氏女



鐘樓（船越山瑞穀寺）

源氏 女

藤原忠宗

沙弥

法円

比丘尼

応安二年己酉

八月 日

とあり、この梵鐘の刻銘によつて、

一、応安二年（一三六九）の南北朝時代は、千種は佐用庄に

属し、千草郷と称していたこと。

二、船越山瑠璃寺は、当時千草郷に属していたこと。

が明らかである。

また千草郷の中心地千草を町とするした慶長十六・七年（一

六一二・三）の古図がある。古文書で現在までに確認できた最も古い文書は、延宝元丑年（一六七三）に大阪谷町代官の小川

又左衛門に宛てたもので、

「此節千草町助太夫年行司相勤め申候」の文書である。

千草町という場合の町は、市場と同様の機能をもつてゐる場所（集落）を言うのであって、千草の商店街の役割は、本質的には今も昔も變つていない。

また千草駅があつたと大日本地名辞書に記されているのであるが、今のところ、こうした文書も、伝承もなく、裏付する何ものも発見されていない。しかし千草駅があつても不思議では

ない。千草町は、播州と因州を結ぶ要路として、大通越や江浪越の因幡国若桜への道は、明治中期までは大いに利用された。これを裏付けるものとして、鳥取県八頭郡若桜町吉川に残る古記録「播州往来」や、元禄十二年卯九月（一六九九）に駄賃を決めた「若桜より播州千草町迄馬駄賃の覺」の文書。延享五年五月朔月付の大通峠越と江浪峠越の馬追争のことを記した「済状の事」という文書が今に残つている。（本誌、往古の蹟参照）

明治二十二年千種村から隣接する川下の三河村への道が郡道として改修せられ、村民は始めて峠や峠を越えずして村外に出られる路が開かれた。

このことは、長い間閉じ

こめられた日陰の土地に、漸く淡い光がさし始めたことであつて、当時の千種村民の明るい喜びが察せられるのである。人々の千種村への出入と、物資の流通がこのときから活発化していくこととなつた。



千種の入口（阿踏橋）



この建物は、千種の町並みを代表する建物の一つである。外観は木造で、柱や梁が大きく見える。屋根は瓦葺きで、軒先には蟻掛（アリカケ）と呼ばれる蟻掛（アリカケ）がある。建物の前には、石畳の通りがある。通りの脇には、木製の看板や柱などがある。建物の正面には、窓や戸があり、内部の構造が窺える。建物の奥には、他の建物や木々が見え、町並みの雰囲気が伝わる。

(三) 地名の変遷

地名は無形の文化遺産と言われる。その一面、千二百年を超える歳月の経過で、色々と変化していったものも多い。消滅した地名、改称した地名、新たに生れた地名、ひつそりと古代から生きつづける地名もある。人は風土と時代の影響をうけて生きる。地名は人がつけたものであるから、時代の影響を受けて変遷するものもある。

こうしたことから地名の探索の上に色々と困難が伴うのである。

その第一は五世紀ごろ中国から漢字が伝来し、地名を漢字で表記されるようになつたこと。併せて中国に倣い諸国の郡郷名は、好字をつけるようになつたことである。また「延喜式」に「郷里」の地名はみな二字を用い、必ず嘉名を採用せよとの勅命が出されたことである。例えば「伊比保」を「揖保」に、「志佐波」を「宋禾」に、「美奈木」を「美糸」のように漢字で表記するようになつたのである。

つぎに二字にした例としては、「倭」を「大和」に、「明郡」を「明石郡」に、また嘉名を採用した例としては、「死野」を「生野」に改変されている。好例である。

和名を外来の漢字によつて表記する切替作業は、色々の困難

があり、無理がともなつたと思われる。また漢字で表記したことによって後々漢字の本来もつてゐる意味が考えられるようになつて、古来の地名がもつていた意味が見失われていつた面も多いと想像できるのである。

第二は中近世における地名の改変と新地名の著しい増加である。すなわち

(一) 九 荘園関係の開拓地名の増加(二) 一〇 新田開拓地名の増加

(三) 武士団の移動による地名の持込

(四) 築城にともなう城下町地名の発生と改変

(五) 商工業および交通の発達にともなう市場地名、宿場地名の出現等が挙示できる。

第三は明治時代の地名の改変である。明治六年（一八七二）と、明治二十二年の二回にわたる町村合併である。第一回目は一部の県ですすめられたにすぎなかつたが第二回目は市制および町村制の施行と同時に強行された全国一斉の町村合併で、その結果、明治二十一年十二月末七万三千四百四十五の町村が一ヶ年後の十二月末には、三十九市、一万五千八百二十町村に整理され、ほぼ五分の一に減少した。合併した市町村は政府の方針にもとづいて市町村名を改名した。

千種村の地名は、このとき誕生したのである。従来の千草村・岩野辺村・河呂村・河内村・西河内村・西山村・室村・七野

村・下河野村・黒土村・鷹巣村の十一ヶ村名は、政府の指示方針に基いて、大字名に格下げされたのである。

第四は明治末期より大正・昭和の初期にかけての地名の新造である。都市の拡大と電鉄会社の開発した近代的な郊外の集団住宅地名の発生で、例えば「甲子園」・「香櫞園」・「甲陽園」・

「鈴蘭台」等の美しい地名は、大正時代の新地名である。明治より大正にかけて新しい街路名の発生も忘れてはならない。例えれば神戸市の「トアロード」、芦屋市の「ロックガーデン」のような英語地名もできている。

第五は戦後の昭和二十八年に成立した「町村合併促進法」に基く合併で、その目的は、町村の経費を節約して行政能率を高めるため、人口八千人以下の町村が対象とされた。これにともなう地名の改変でその特異なものを挙げると、旧国名を借用した市町村名の「摂津市」・「和泉市」や「播磨町」・「淡路町」・「津名町」・「三原町」の例がある。またかな書する市町村名も現われ、「むつ市」(青森県)・「マキノ町」(滋賀県)・「びわ町」(同)はその一例である。

ついで昭和四十年の市町村合併の特例に関する法律に基く、町村合併で、その目的は、広域行政を推進するためのものであった。この戦後二回の合併促進策によつて、昭和二十年十月現在の二百五市は、三十三年後の昭和五十二年には六百四十六市に、同じく町は、千七百九十七から千九百八十三に増加し、村

の数は八千五百十六から六百二十六に減少した。ために猪の出没する山の中まで「市」になり、農村集落ばかりなのに「町」を名乗るところも多々できた。

千種村は、昭和三十五年一月一日をもつて「千種町」となったのである。

このほか戦後に地名の表現に制限される原因となつたものに、「当用漢字」の内閣告示がある。

これは昭和二十一年内閣告示の形で定められたもので、その目的は、当初戦後の国語教育の反省がなされ、教育と生活の合理化・民主化の視点から漢字の使用を制限するというものであったが、これが後々地名の文字をわかりよいものにするためにという理由から、地名制限にまで発展したのである。

今一つは昭和三十七年に、「住居表示に関する法律」が施行され、都市内の町名の整理・変更の際も『読みやすく、且つ、簡明なもの』にすることが重視されたため、結果として没個性的な地名がふえ、古い由緒ある地名が消失の運命をたどつていつたものも多い。

以上述べてきたような理由から、地名の改変が増大してゆくため「由緒ある地名」・「歴史的地名」の消失を憂いて「地名を守る会」などが今全国各地に結成されつつある。

千種町の位置が兵庫県と岡山県と鳥取県の県境に位し、千種

谷という大渓谷の狭隘かつ不便な鄙の土地柄であることが、地名に関しては幸して、町村合併にもならず、当用漢字制限や、「住居表示に関する法律」の影響をうけることもなく、大字小字の地名は、古代から殆んど変化せず現在に至つてはいると推定される。地名の上から言うと千種町は、全く珍らしい土地柄といえるのではないだろうか。

(四) 千種町の小字名

現在行政的に使用されているのは、大字名までであって、日常生活において、小字名が使用されるのは、不動産の売買や登

記上の必要な場合と、同一部落内で僅かに使用されているに過ぎない。

都市部では、現在小字が番号化されて急速に姿を消しつつあるのが、その実態である。

しかし小字名は、地名の根元ともみられるものであり、地方史の研究のための一つの重要な基礎資料である。先ずその第一段階として、これを記録保存し、他の小字名や人名への手掛とする必要がある。

地名について、共通していえる大切なことは、その文字より、も昔からどのように言い継がれて来たかということである。

末尾に千種町に保管する「字限図」に基いて、大字別に記載された番号順に、小字名を掲げ、ふり仮名を付し、また字限図によりその位置を明らかにした。

註一 『続日本紀』和銅六年（七一二）五月一日の条に、次のような官命が記されている。（原文は漢文）

「畿内・七道ノ諸国ノ郡・郷ノ名ハ好字ヲ着ケ、其ノ郡内ニ生ズル所ノ銀・銅・彩色・草木・禽獸・魚虫等ノ物ハ、具ニ色目ヲ録シ、及ビ土地ノ沃墳、山川・原野ノ名号ノ由ル所、又古老相伝ノ旧聞・異事ハ、史籍ニ載セテ、言上セヨ。」

註二 古事記に針間と書く、古事記伝は、櫟の木による名かと考え、和訓栞は、赤染衛問集・新猿樂記などに「播磨の針」

のことが見えるから、針による国名だろうという。俗説に「張浜」ともいう。また、播磨は上古「吉備の道口」と呼ばれていたともいわれる。この名は吉備の豪族が五世紀ごろまで大和朝廷と相いれぬ存在であったことから名付けられたものか。

註三 「播磨國風土記」は、靈龜元年（七一五）以前の成立といわれる。本書の原本は、和銅の官命をうけて間もなく編述

された解文（下級官庁から上級官庁への上申文書）で、およそ官命の内容を満たしており、地味を里ごとに詳述しているのは他に例がない特色である。

音、語彙、俗語などを知るうえで貴重な資料である。

小尺）この小尺がいわゆる曲尺、小尺の一尺二寸が大尺）およそ官命の内容を満たしており、地味を里ごとに詳述しているのは他に例がない特色である。

註四 孝徳天皇大化二年（六四六）の革新で、郡制や里制が整備された。律令国家は、従来の「部民制」（皇室や豪族が個々に地方の人民を領有し、支配する体制）を廢して、国

一郡一里（郷）という地方行政機構を通じて人身支配を行い、租税を収納することにより国家機構の維持をはかった。したがって、支配層にとって行政機構のもつ意味は大きく関心もまた大きかつた。

註五 『和名抄』正しくは『和名類聚鈔』平安中期の漢文で書かれた、わが国最古の分類百科辞書、著者は、民部省の官僚

で歌人、漢学者の源順（嵯峨源氏）、醍醐天皇第四皇女勤子内親王の依頼で漢文理解のために編まれたものである。略本十巻、広本二十巻があり、承平五年（九三五）に完成した。

標目には、漢語を挙げ、その出典、音、意義、和訓などを注し、国郡部には、各国の名、田数、国衙の所在地などを、郷里部には、全国の郷名を挙げている。律令国家の規模を知る手がかりとなるものである。また、平安時代の発

註六 道程の一里＝大宝令の里制では、大尺（大宝令の大尺・五尺を一間、六十間を一町、五町を一里としたが和銅年間に、曲尺六尺を一間、六十間を一町、六町を一里とあらためた）

註七 赤松則祐（一二二四～七一）赤松円心の子播磨・美作・備前三國の守護、出家し赤松律師といわれた。大塔宮に仕へ、円心を反幕軍に引入れた武将。禅に親しみ徹翁義亨に帰依し、雪村友梅を招いて上郡に宝林寺を建てた。道号自天。

註八 『延喜式』律令の施行細則を官司別に編集した法令集、全五十巻、延喜五年（九〇五）醍醐天皇の命によつて、藤原時平・藤原忠平らが中心になつて編纂を進め、延長五年（九二七）に奏進、康保四年（九六七）に施行。法典というよりも古代国家の百科便覧のごときものである。その中の「神祇式」は全国の官社二千八百六十一社の国郡別一覧表（神名帳）を含み祭祀について詳細な規定を載せている。「式内何々神社」と石標のある神社を見るが、その神社は、神祇式に登載してある官社であつたことを表示するものであ

る。

民部式には地名について、次のような規定がある。

「凡ソ諸国部内郡里等ノ名ハ、並ニ二字ヲ用ヒ、必ズ嘉名ヲ取レ。」

とある。また諸国から徵收される物品の種類数量について載せている。各式には、カタカナで和訓がついているので、これらによつて、当時の地方行政区画を知り、古代の国語資料等として貴重なものである。

註九 「莊園」 奈良時代から戦国時代末まで存在した田地を主体

として私的所有地、所有者は、主として貴族・寺社で、律令国家において政治的地位をもつてゐる者であることが特徴、現地の經營のためにおいた事務所を「莊」または「莊政所」といい、そこを「莊所」といつたので、その土地を何々莊といつた。今日文献にその名が知られる莊園数は四千近く、全国的に分布。特に畿内およびその周辺に密集している。

註一〇 新田の開発は、一般的には戦国時代以降の耕地開発、厳密には江戸時代に入つてから大規模な治水土木工事が行われ、「新田家作料」(助成金)も支出された。

太閤検地(豊臣秀吉が行つた検地)の際に全國で百五十万

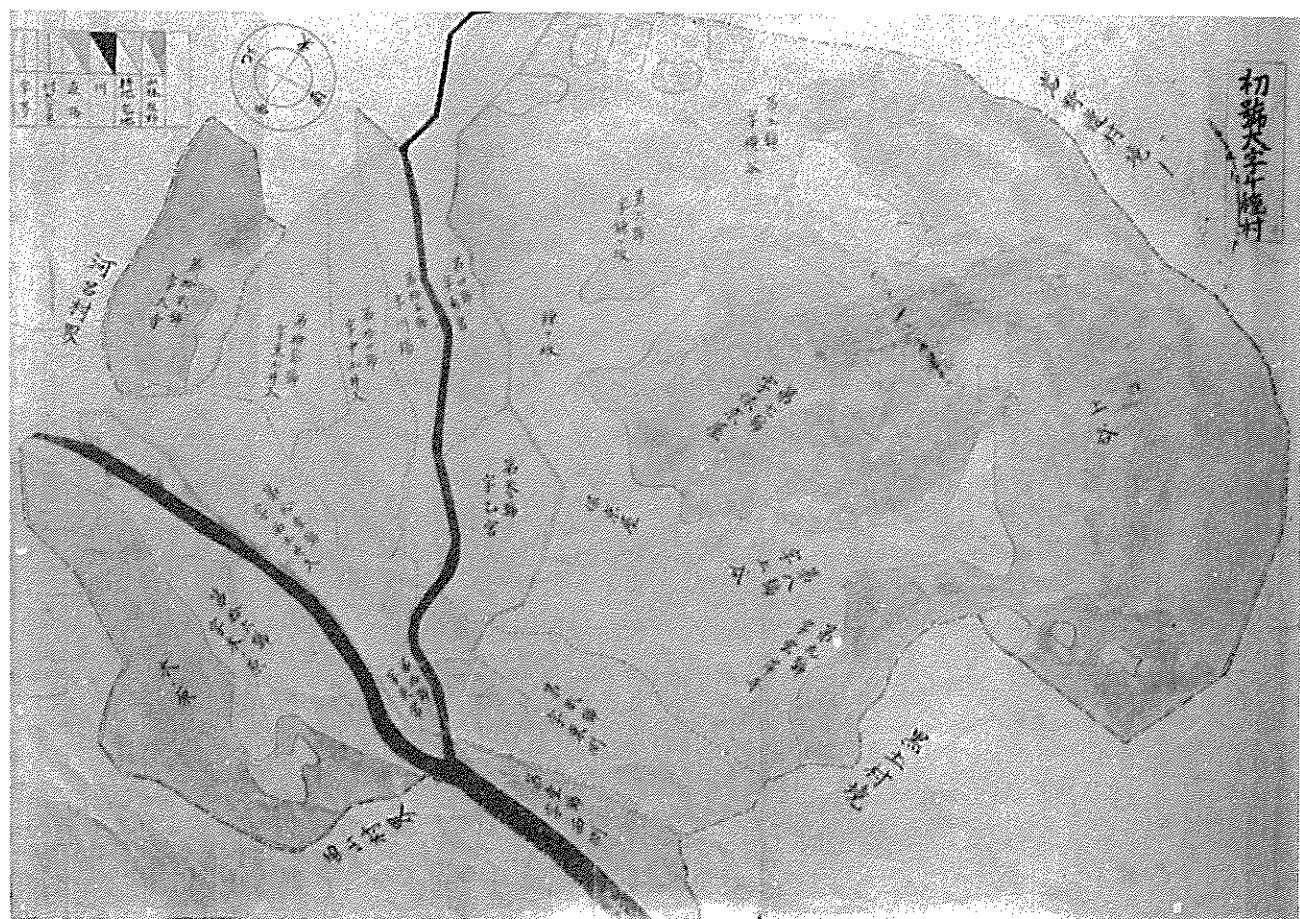
町歩あつたのが、新田開発の一応終了した享保十一年(一七二六)新田検地条目を定めたころには、二百九十七万町歩の約二倍の増加となつてゐる。ちなみに、明治七年には三百五万町歩となつてゐる。

註二 明治二十二年(一八八九)の町村合併の際、合併によつて成立した新町村の名称選定についてのおおまかな基準を、政府は次のように示してゐる。

明治二十一年六月十三日に、「内務大臣訓令第三百五十二号を発し、その六条で、

「合併ノ町村ニハ新ニ其名称ヲ撰定スベシ、旧各町村ノ名称ハ大字トシテ存スルコトヲ得、尤大町村ニ小町村ヲ合併スルトキハ其大町村ノ名称ヲ以テ新町村ノ名称トナシ、或ハ互ニ優劣ナキ數小町村ヲ合併スルトキハ各町村ノ旧名称ヲ參互折衷スル等適宜斟酌シ勉メテ民情ニ背カザルコトヲ要ス、但町村ノ大小ニ拘ラズ歴史上著名ノ名称ハ可成保存ノ注意ヲ為スベシ。」

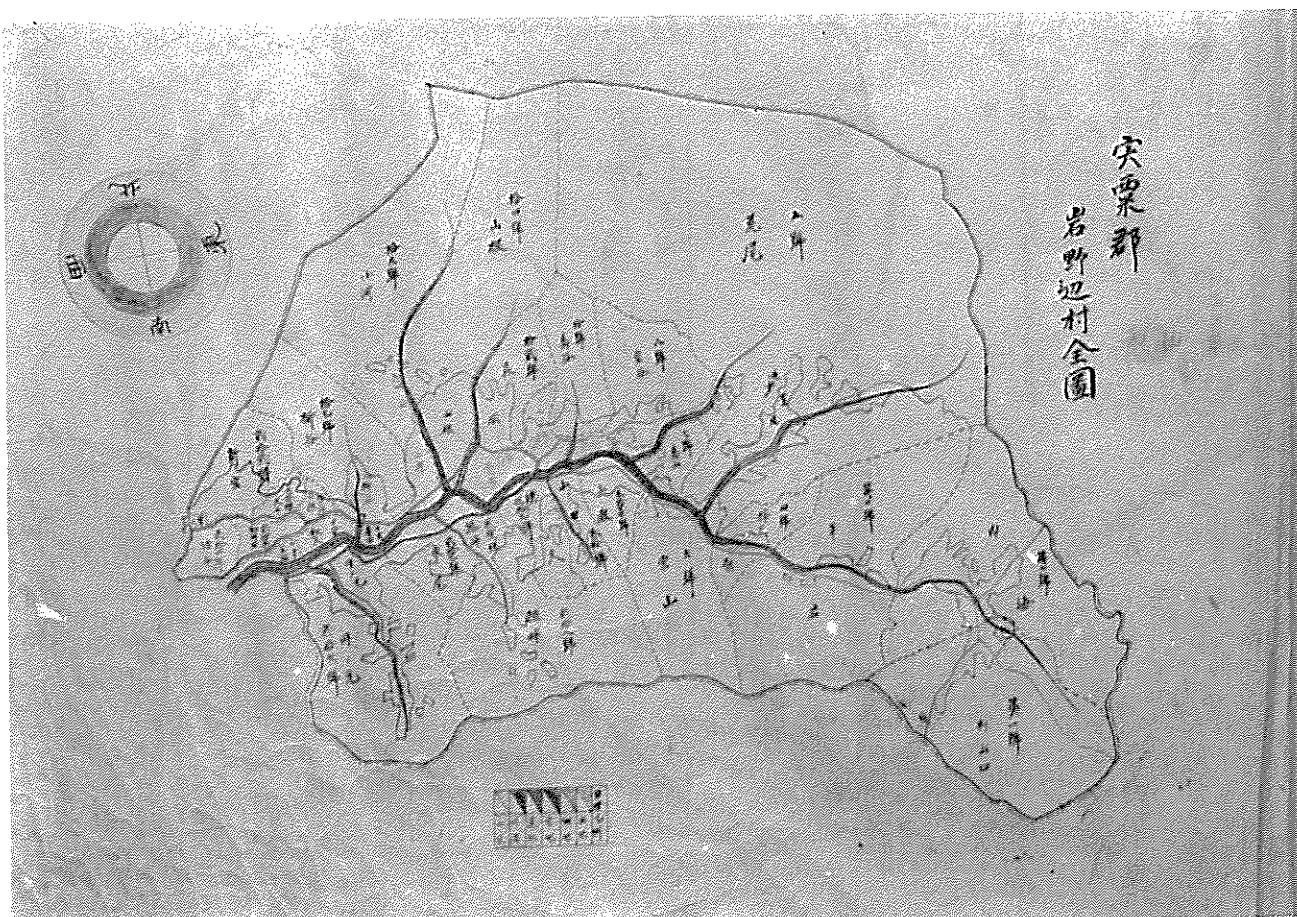
千種の地名



16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	大字
木ノ原	川端	中端	東端	大寺	西岸	真常	雲寺	上谷	保寺	鎌坂	横谷	南宮	乙谷	東宮	西側	千草
ノ	井久	土井	土井	寺	井久	常	寺	谷	屋	坂	谷	宮	宮	宮	側	(旧千草村)
ラ	バ	イ	イ	テ	イ	ツ	シ	ニ	ヤ	サ	ニ	ミ	ミ	ガ	ガ	



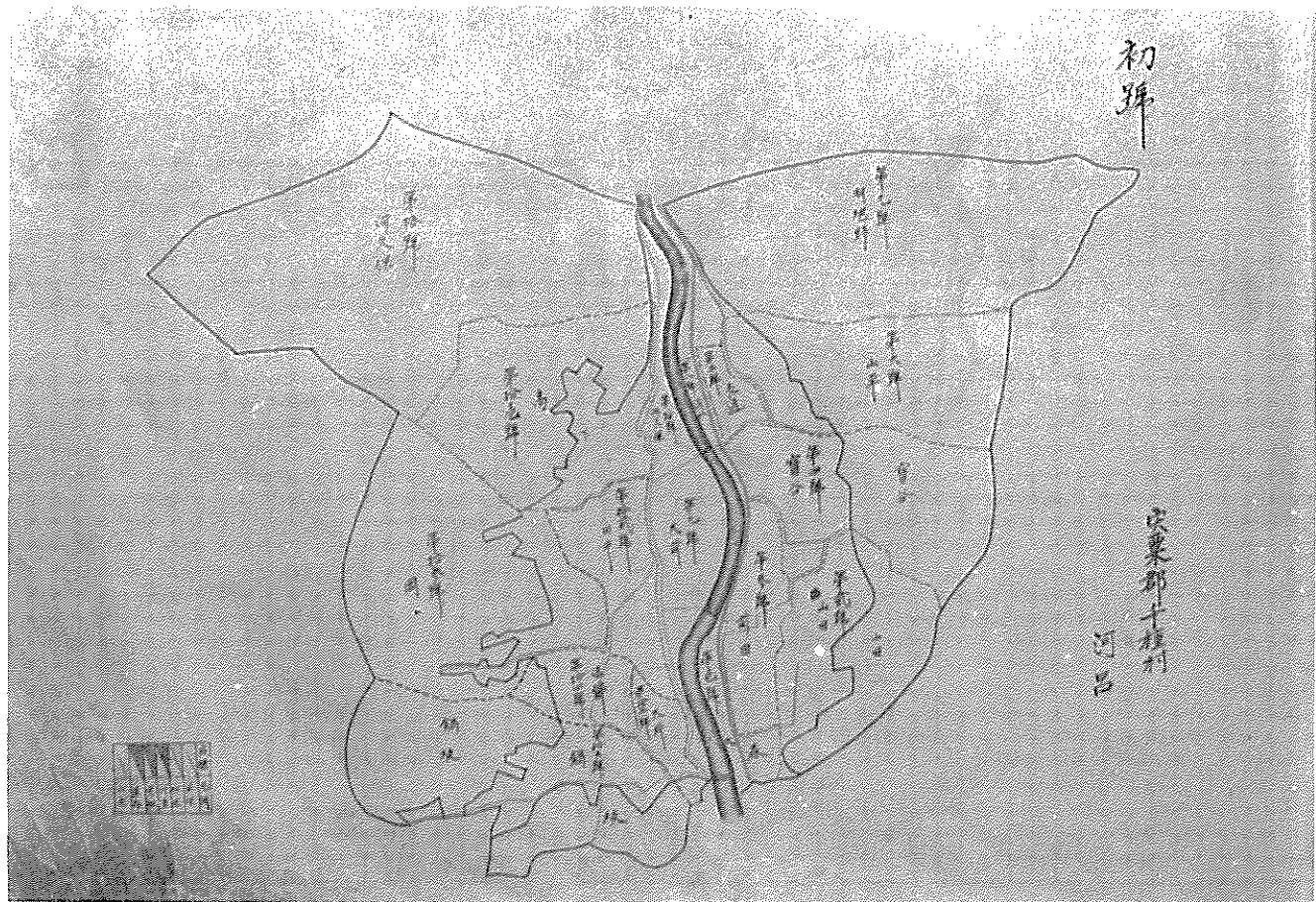
千種の地名



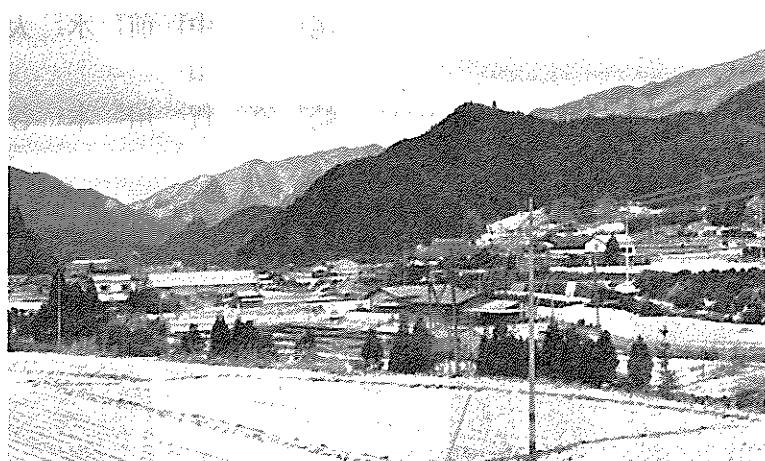
大字	岩野辺
20 大二 本山 山垣	イワノヘ ヤマハタケ イワノヘ
19 秋柳 久谷	イエリ クニガタ
18 寺小 田河	テラコト タガタ
17 山尾 根崎	ヤマオシ ネツキ
16 森一 嶋脇	モリヒコ シマエビカ
15 高ノ ノ	タカノ ノ
14 室高 坪谷	ムロタカ ヘダガタ
13 高宗 倉谷	タカムロ カワガタ
12 荒柿 谷倉	アラカキ カワカタ
11 柿平 山原	カキヒラ ヤマハラ
10 内杉 原岩	ウチイガシ ハライワ
9 ノ	ノ
8 杉山 海口	イガシヤマ カマクラ
7 山尾 尾元	ヤマオシ オシモト
6 荒原 越	アラハラ カスガ
5 柿猪 猪宮	カキニホ ニホウ
4 平猪 宮元	ヒラニホ ウモト
3 内山 元	ウチヤマ ウモト
2 杉山 元	イガシヤマ ウモト
1 山口 田	ヤマガタ タダ
大字	岩野辺 (旧岩野辺村)
31 上山	イワノヘ
30 徳越	テクヨク
29 穴六	ツバシク
28 円石	エンシキ
27 猪宮	ニホウ
26 新知	シンシ
25 ノ	ノ
24 ノ	ノ
23 ノ	ノ
22 ノ	ノ
21 明	ミナ
殿田 久尾	タケシタ クニオシ
久元 元越	クニモト モトカスガ
元谷 谷元	モトカワ カワモト
元宮 宮元	モトウモト ウモトモト
田元 元田	タダモト モトタダ

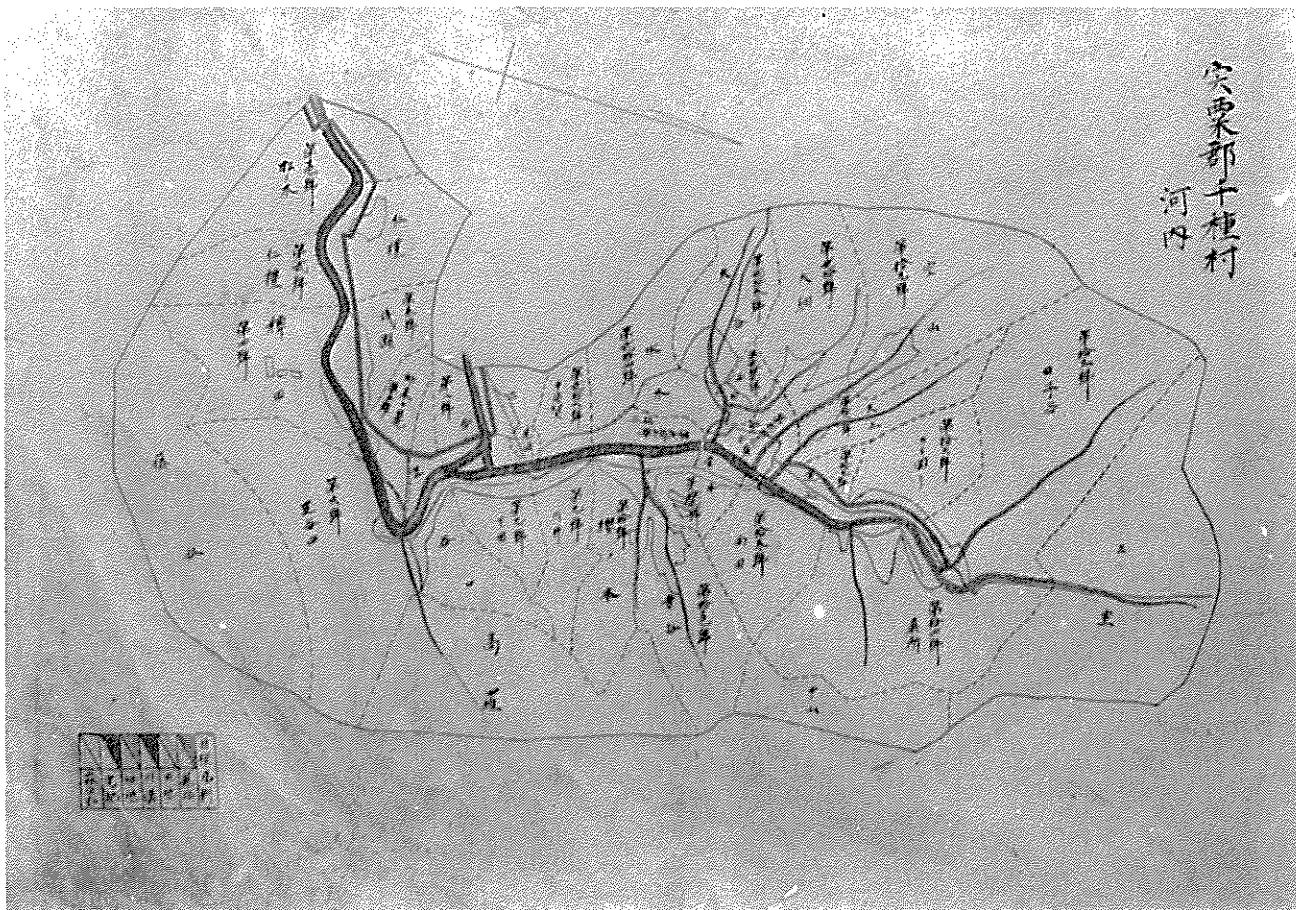


千種の地名



16 15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1 大字
 鍋ナ大ナ法ナ岡ナ田ナ高ナ河ナ大ナ清ナ明ナ山ナ長ナ宝ナ前ナ山ナ大ナ
 久ナ地ナ
 坂カ坪ボ佛ブ 中ナ下ナ保ボ前エ水ミス野ノ平ヒ通トウ谷ナ田ナ田ナ森モリ
 呂





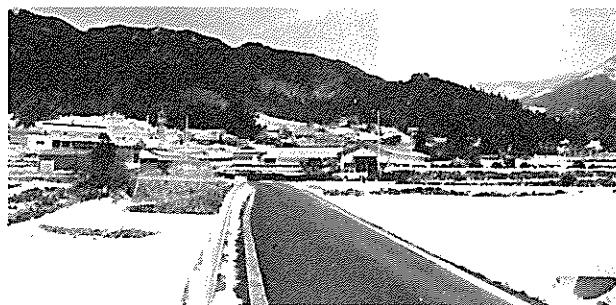
20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
大空	大道	力田	真向	向堂	寺	桜	川	出	下	足	妙	稗	浅	仁	松					大字
ノイ子	ノ	ノ								谷	来									河内
細山	上	上	曲	谷	所	田	本	谷	本	井	合	田	口	鼻	田	瀬	札	木		(旧河内村)

26	25	24	23	22	21														
尾	三	中	前	水	大	西	前												

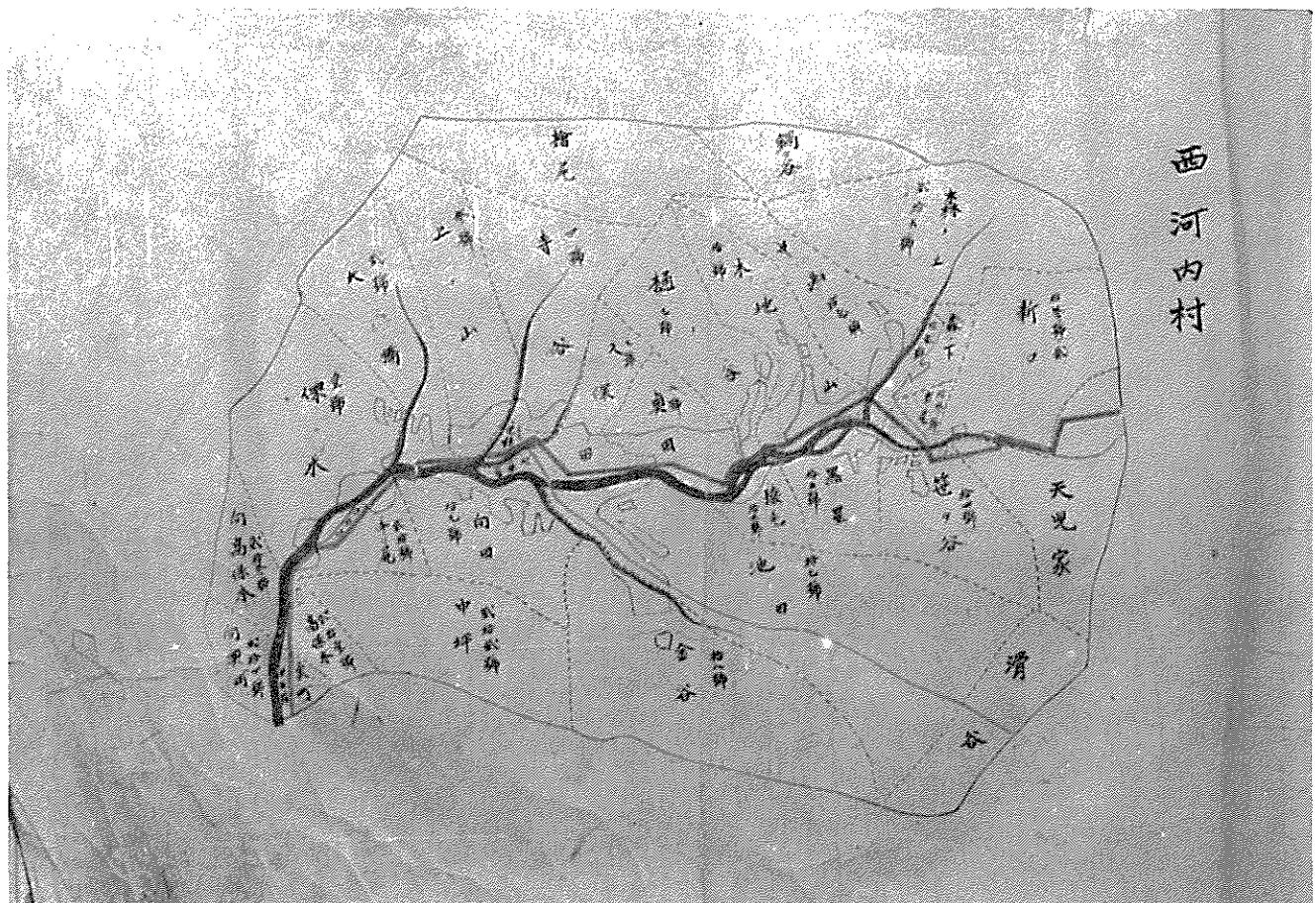
尾 三 中 前 水 大 西 前

須

崎 室 賀 川 木 谷 田



千種の地名



19 18 17 16 15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1

向^カ 金^カ 池^イ 猿^サ 黒^ク 笹^サ 新^シ 岩^ツ 森^モ 中^ナ 木^キ 樋^ト 奥^オ 久^ク 河^カ 中^ナ 寺^テ 上^ウ 大^オ 保^ホ

ケガ ノ 地^シ ノ 保^ホ ノ

田^タ 谷^ダ 田^タ 毛^タ 星^ボ 谷^ダ 口^ダ 尾^タ 下^ダ 島^シ 山^ヤ 谷^ダ 田^タ 田^タ 原^ラ 野^ハ 谷^ダ 山^ヤ 橋^ハ 木^キ

大字

西河内
(ニシゴウチ)
(旧西河内村)

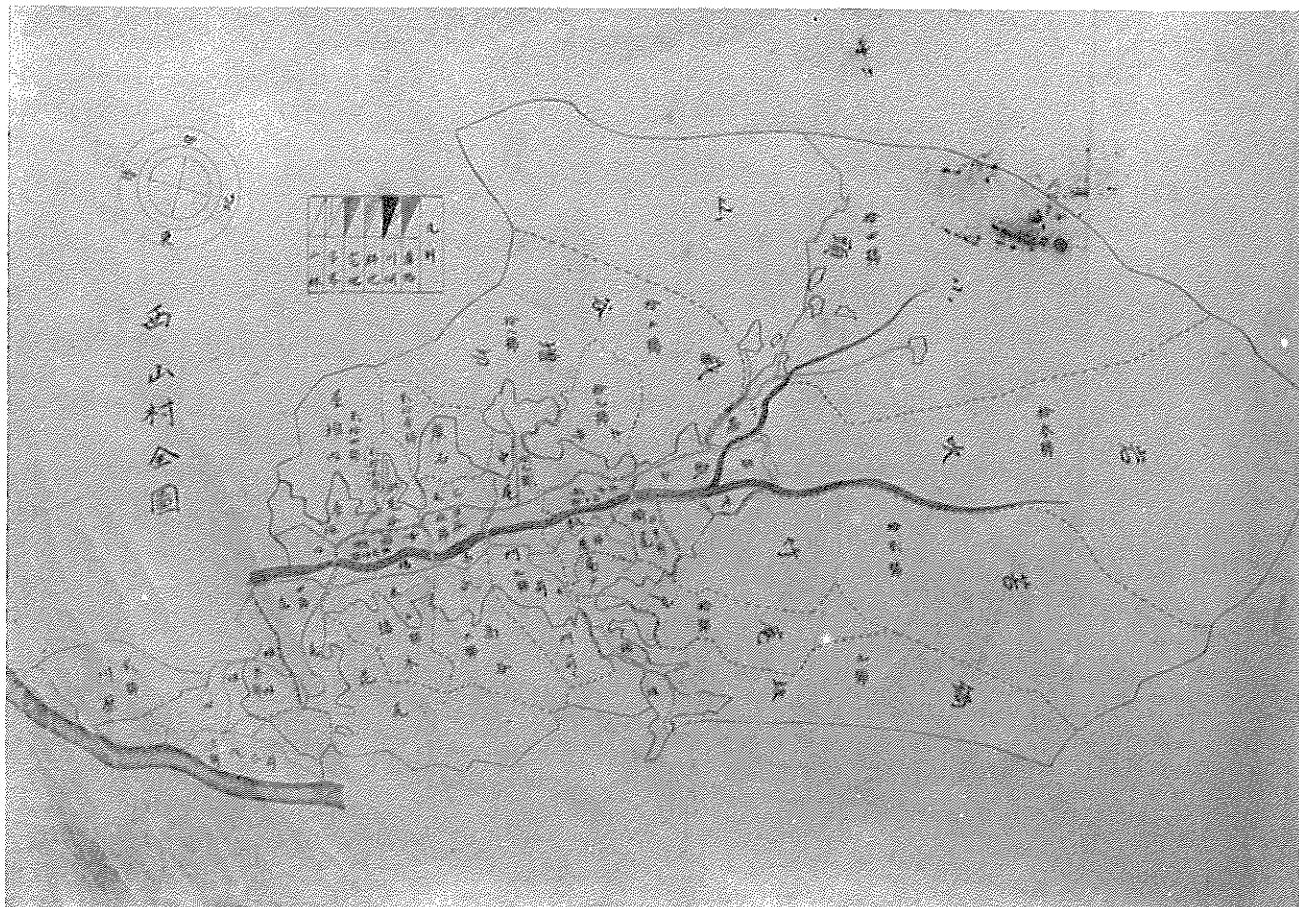
26 25 24 23 22 21 20

桧^ヒ 鍋^ナ 滑^ダ 天^テ 身^シ 森^モ 魚^ヨ 向^ム 向^ム 中^ナ 高^タ 千^チ

ケガ 児^ゴ 連^ヘ ノ 魚^ヨ 魚^ヨ 高^タ 保^ホ

尾^タ 谷^ダ 谷^ダ 家^ヤ 谷^ダ 上^カ 町^マ 町^マ 木^キ 坪^ゾ 木^キ 尾^タ





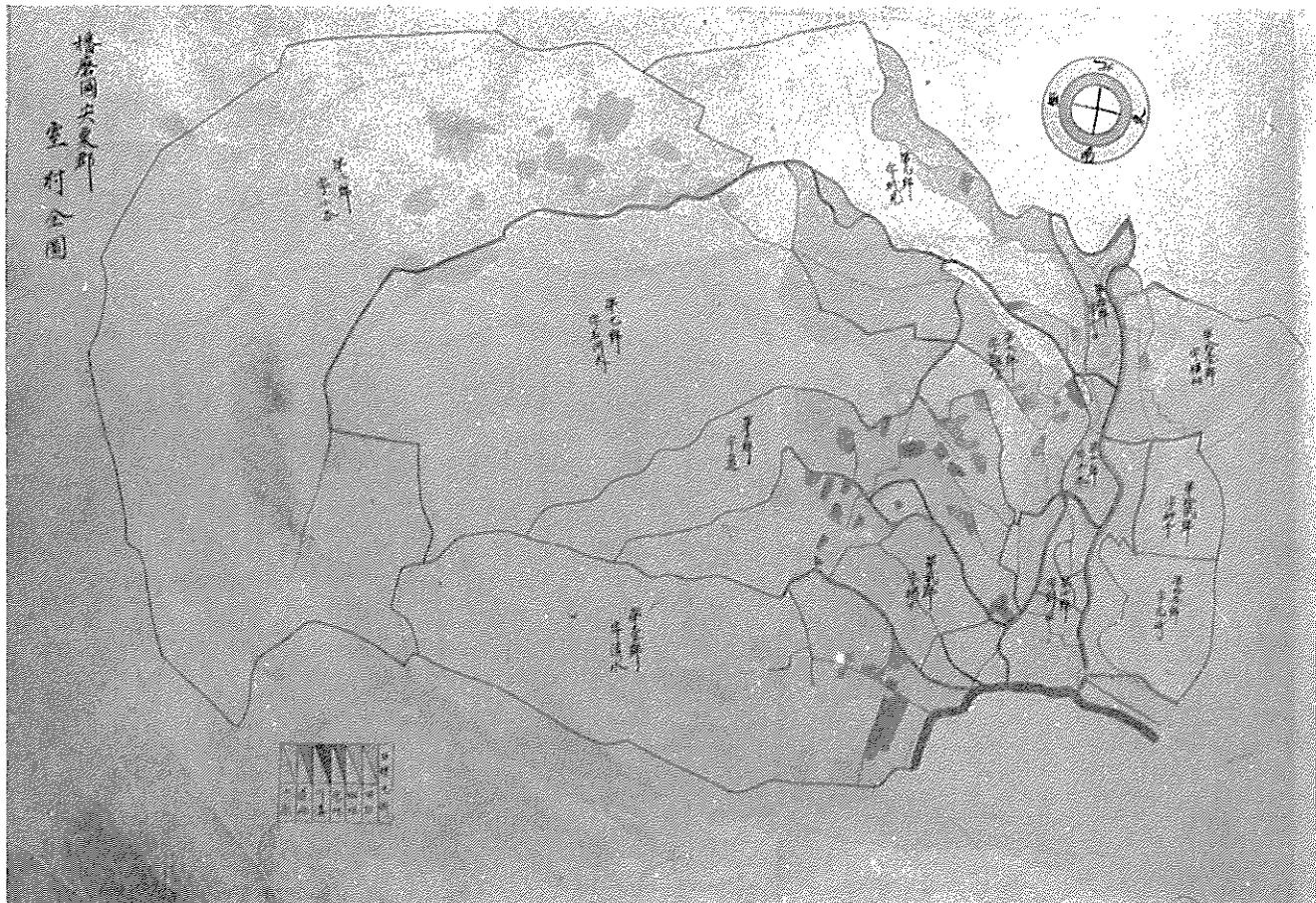
20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
肥 ^ヒ	中 ^{ナカ}	増 ^{アゲ}	土 ^ト	土 ^ト	藏 ^{クモリ}	小 ^コ	岩 ^{イハ}	苦 ^{クニ}	榆 ^{イヌ}	庵 ^{アン}	鍋 ^{ハチ}	紙 ^シ	門 ^{モン}	高 ^{タカ}	猪 ^{イノ}	花 ^{ハナ}	垣 ^{イシガキ}	川 ^{カワ}	杉 ^{スギ}	
余 ^ヨ																				
井 ^イ																				谷 ^{ダム}
谷 ^{ダム}	尾 ^テ	切 ^{カタ}	井 ^イ	前 ^{マサニ}	谷 ^{ダム}	山 ^{ヤマ}	吹 ^{ツキ}	竹 ^{カタ}	尾 ^テ	戸 ^ト	坂 ^{ハサカ}	屋 ^ヤ	前 ^{マサニ}	谷 ^{ダム}	木 ^キ	尻 ^{シラフ}	内 ^{ナカ}	原 ^{ハラ}	前 ^{マサニ}	

大字
西シ
山ヤ
(旧西山村)

24	23	22	21
屋 ^ヤ	中 ^{ナカ}	妙 ^{ミヨウ}	広 ^{ヒロ}
垣 ^{イシガキ}	須 ^ス	見 ^ミ	
内 ^{ナカ}	賀 ^カ	谷 ^{ダム}	石 ^シ



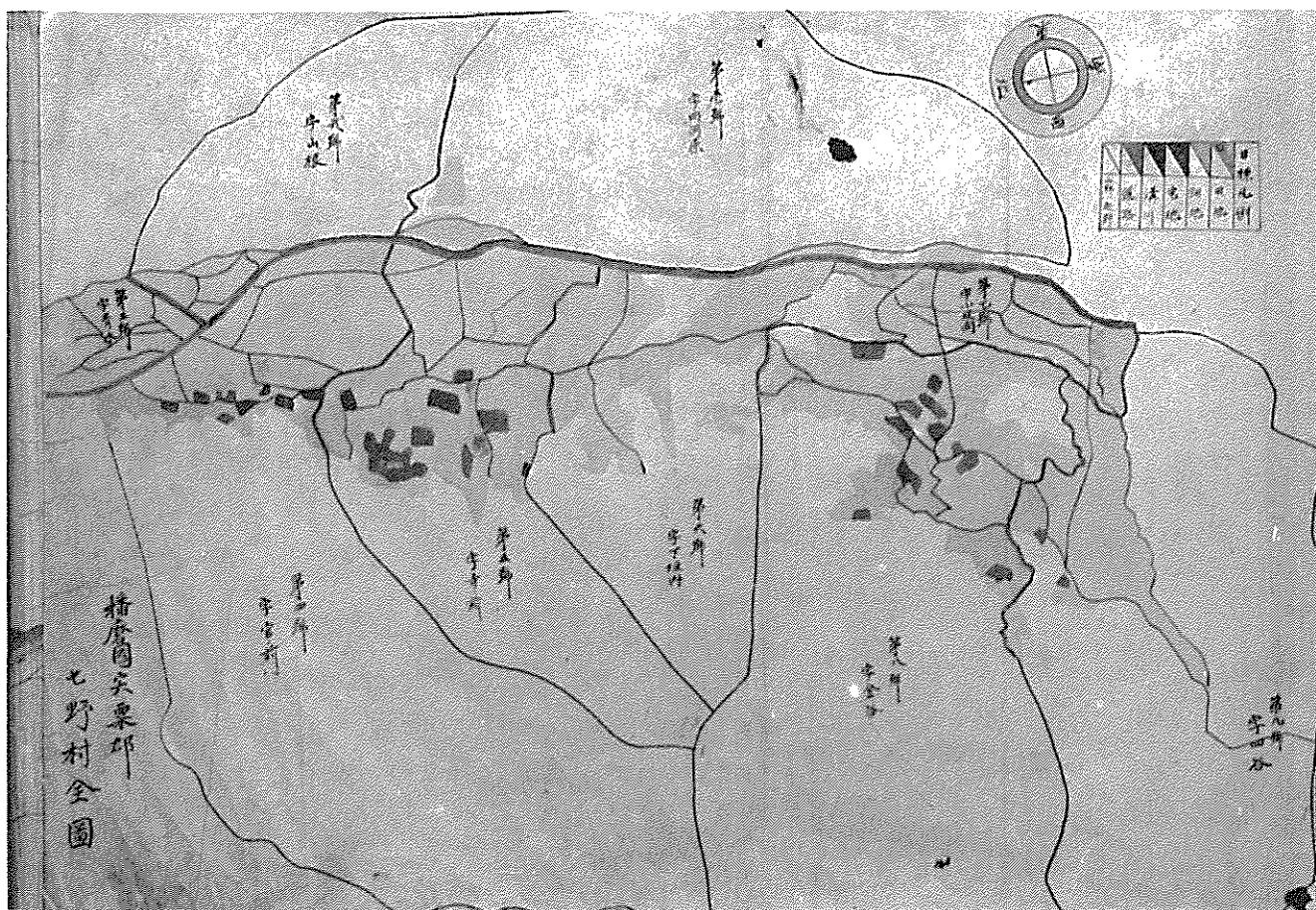
千種の地名



13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
穴 ^ヲ	砂 ^ヲ	横 ^ヨ	上 ^カ	城 ^ヲ	小 ^コ	石 ^ヲ	雛 ^ヒ	上 ^ウ	野 ^ノ	奥 ^カ	揚 ^ヲ	清 ^ヲ
崎 ^サ	子 ^ヲ	畠 ^ヲ	田 ^ヲ	見 ^ケ	谷 ^ヲ	内 ^チ	倉 ^ヲ	木 ^キ	田 ^ヲ	サ	水 ^ヲ	

大字
室^ム
(旧室村)

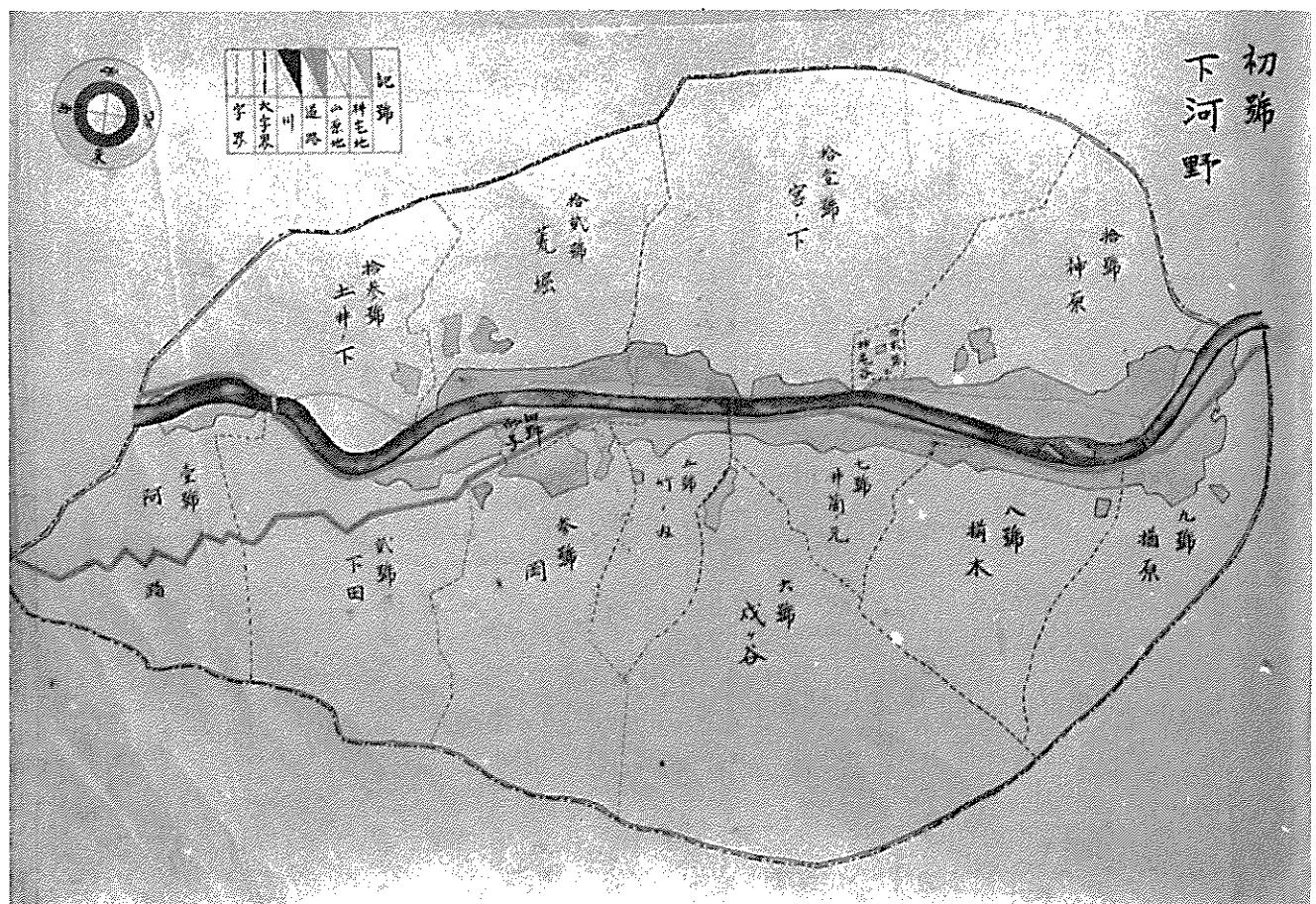




9	8	7	6	5	4	3	2	1	大字 七 野 (旧七野村)
西	金	小	下	寺	宮	青	山	向	七
谷	坂	垣	モ	タ	ミ	ア	タ	カ	ヒツ
谷	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ガ	
向	内	前	前	木	木	根	原		野
ウ	イ	エ	エ	キ	キ	ネ	ラ		ノ



千種の地名



13	12	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
土井ノ下谷	神尾ノ谷	荒ノ堀	宮ノ下	神ノ原	猶ノ原	揃ノ原	井ノ元	成ノ谷	竹ノ内	砂ノ子	岡ノ子	下モ田	阿踏
2	1												

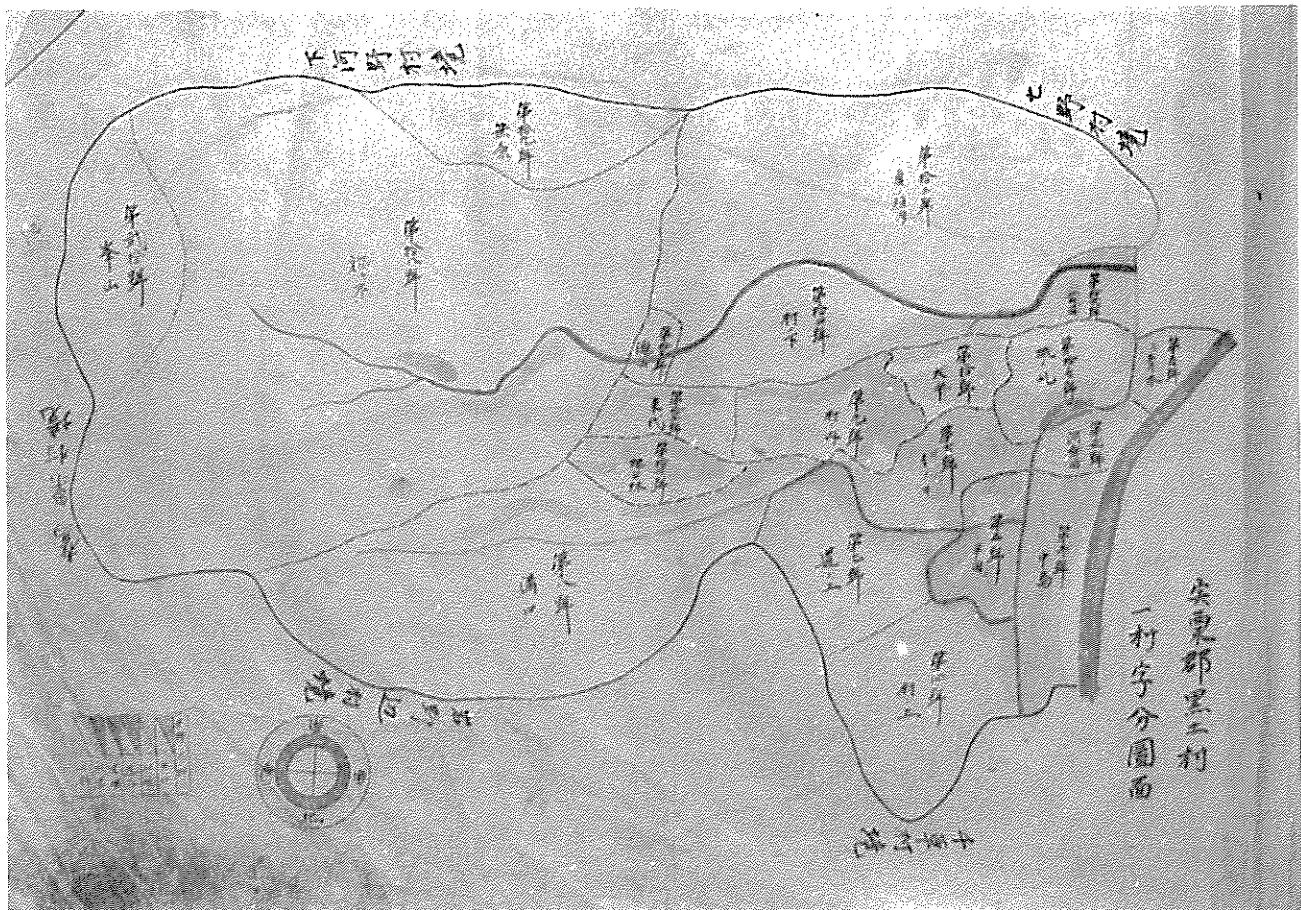
大字

下河野

(旧下河野村)



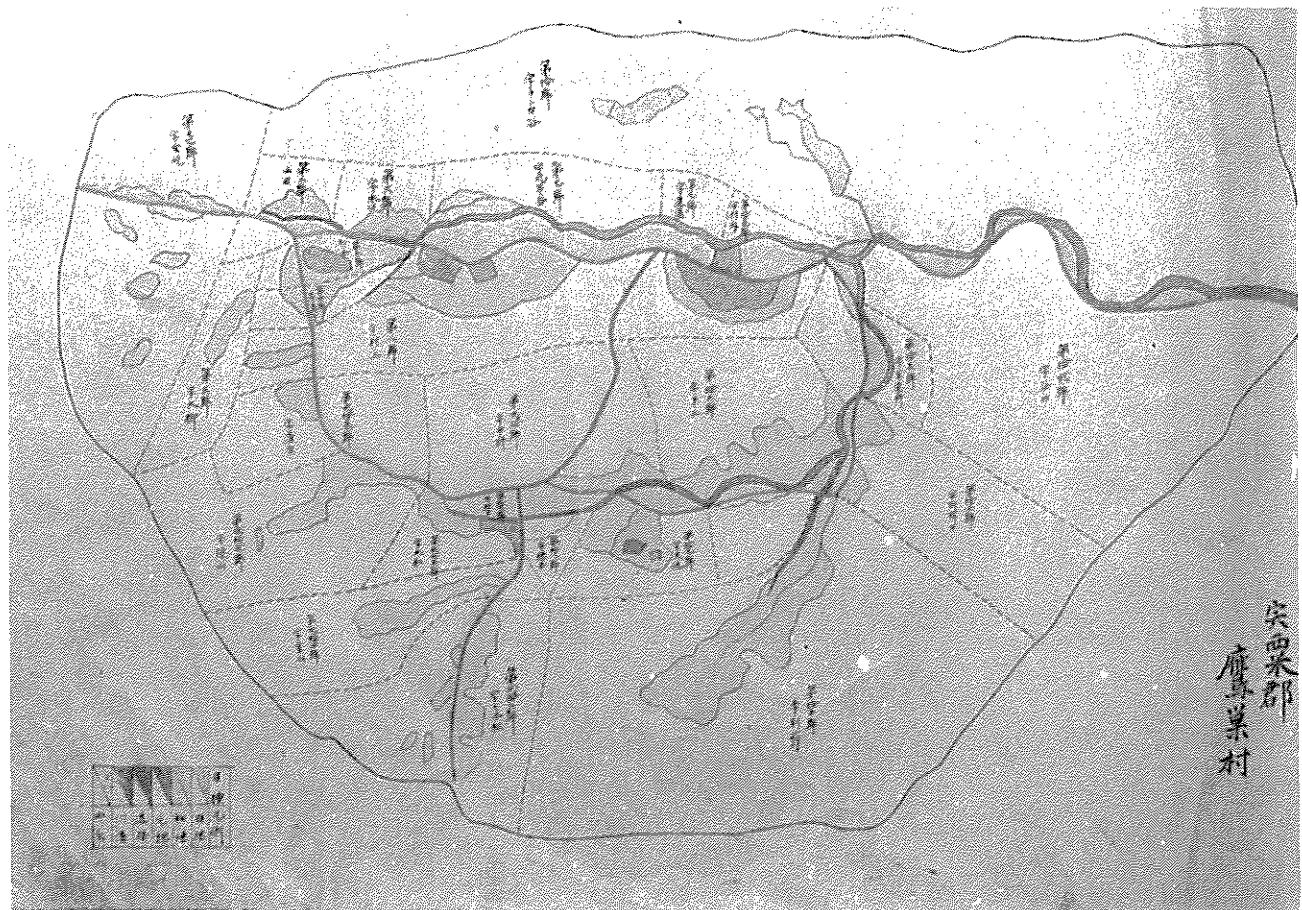
千種の地名



20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	大字 黒土
峰 り	笹 り	祢 谷	滝 ノ	北 垣	東 ケ	村 ノ	奥 ケ	前 ノ	城 ケ	大 ノ	村 ノ	溝 ノ	道 ノ	イ ノ	平 キ	村 ノ	中 ノ	河 原	青 原	
山 原	木 木	山 山	林 林	代 代	下 下	内 内	田 田	北 北	中 中	内 内	口 口	上 上	峠 峠	田 田	上 上	島 島	田 田	木 木	(旧黒土村)	



千種の地名



大字	鷹巣	(旧鷹巣村)
20	中ノ野	
19	下ノ本	
18	本ト迫	
17	上ノ所	
16	所ノ口	
15	内ノ谷	
14	谷ノ道	
13	道ノ上	
12	上ノ谷	
11	谷ノ内	
10	内ノ谷	
9	谷ノ道	
8	道ノ上	
7	上ノ谷	
6	谷ノ口	
5	口ノ本	
4	本ト下	
3	下ノ柳	
2	柳ノ田	
1	田ノ毗	
25	七	七
24	棟	棟
23	水	水
22	焼	燒
21	蒲	蒲
	本	本
	松	松
	山	山
	船	船
	山	山
	原	原



